

地域協働推進体制

福岡市

○ 取組の概要

「コミュニティ推進部」（市民局）および「地域支援部」（各区役所）を創設して、「地域支援部」に「校区担当職員」を配置。小学校区単位での「自治協議会」の設立支援、地域補助金の一本化など、コミュニティの自律経営を目指す。

○ 福岡市の概要



福岡市の概要

市役所所在地

●福岡県福岡市中央区天神1-8-1

人口

●1,336,666人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

○ 取組について

1. 取組の背景

行政と住民との協働による施策展開をより円滑に推進して、地域の様々な課題に対応するために、組織体制の整備や施策運営上の工夫など、協働の仕組み作りを行う必要性が生じていた。「福岡市 新・基本計画」（平成15年3月）においては、以下のような方向性や施策が示されていた。

- ・「町内や小学校区などの地域は、住民自治・地域自治の基礎的な単位です。地域の様々な課題に対応するには、自治会や校区単位の地域コミュニティを支える組織・団体の役割が一層重要であり、地域コミュニティの自律的経営を目標としながら、住民自らの発意による多様な活動、より多くの住民の参加を促進し、活性化を図ります。」
- ・「自治会・町内会や地域住民により組織されたまちづくり活動団体など、地域コミュニティを支える組織・団体を行政と対等のパートナーと位置づけ、地域活動支援策の再構築と地域コミュニティ活動の活性化を図ります。」
- ・「地域活動支援施策の再構築：施策・事業の目的ごとに交付している地域補助金の統廃合による新たな支援制度を創設。町世話人制度の見直しなどにより、地域と行政の新たな連携のしくみをつくり、自治会や町内会などの地域コミュニティ活動の活性化を図ります。」

2. 取組の具体的内容

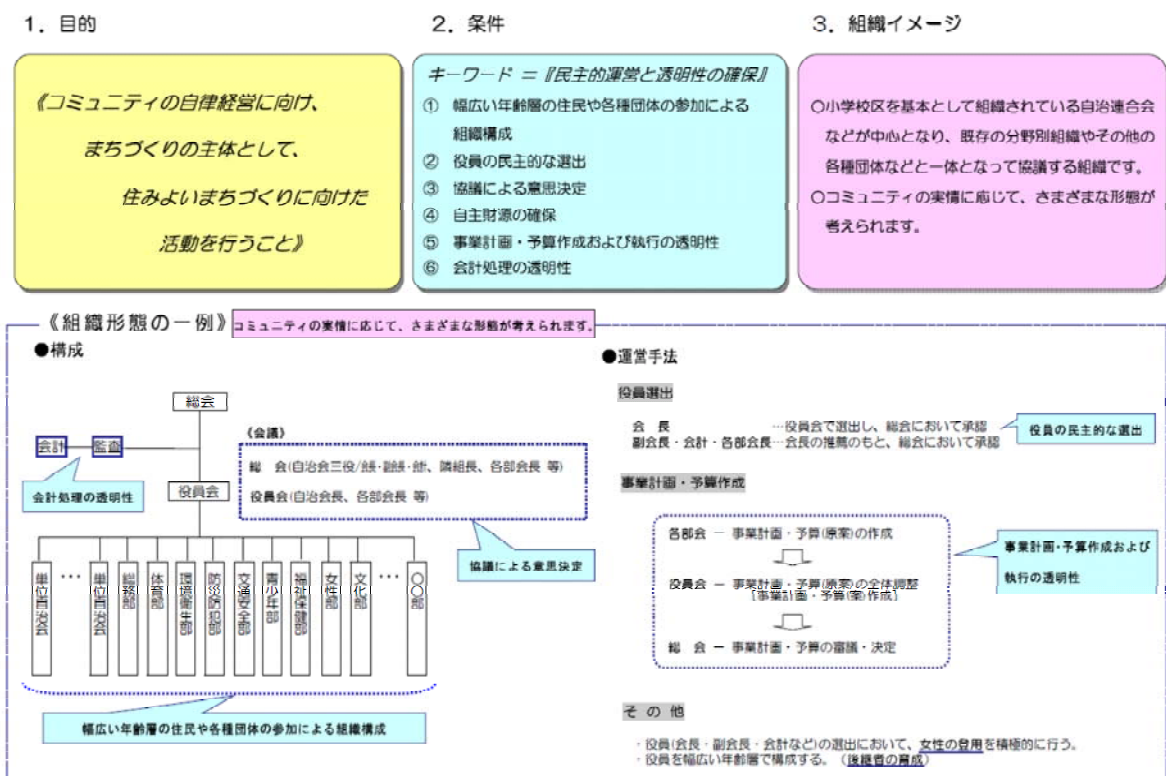
■ 「町世話人制度」廃止と新たなコミュニティ組織（自治協議会）の組成促進（平成16年4月）

- 福岡市は、独自の制度として昭和28年から半世紀にわたって続けてきた「町世話人制度」（約2,600名）を、役割や環境の変化により平成16年3月で廃止した。「町世話人」は、市政だよりの配布や災害時の情報収集をはじめ、さまざまな業務を通じ「市民と市政をつなぐパイプ役」として位置づけられていた。またその約8割は、自治会長を兼ねていた。
- 市政の目指す重要テーマが「コミュニティの自律経営」による「地域の活性化」とされる中、高齢者、子育て、ごみ、防犯、防災、まちづくりなど、地域が抱える問題に対し、地域の主体的な取り組みがこれまで以上に大切になっており、その意味で「地域の自律経営」こそが「都市の力の源泉」となってきた。

- このような状況を踏まえ、新たに、自治会や町内会、各種団体で構成する、小学校区（144 校区）を単位にしたコミュニティ組織（自治協議会）の組成を促進し、そこで多くの住民の参加の下に協議し、活動を行い、校区を運営していく枠組みを構築する。市は、そこにさまざまな支援をし、「共働」によるまちづくりを進めていく。

■「校区のコミュニティ組織（自治協議会）」の設立

- 福岡市は、コミュニティの自律経営を担う母体として、「自治協議会」と名付け、校区ごとにその設立を支援するとともに、校区に財源や権限を移していく考えである。地域において、設立に向けての協議や準備が行われ、平成 17 年 10 月末で、全体の 9 割を超える 135 校区において、自治協議会が設立されている。
- そして、このような「校区のコミュニティ組織（自治協議会）」を通じて、地域の課題が地域住民の参加によって解決されることを期待している。
- 福岡市は「住民が、コミュニティでの事柄を共有し、その解決に向けて継続的・計画的にコミュニティを運営すること」を、「コミュニティの自律経営」と呼び、「校区のコミュニティ組織（自治協議会）」の将来像を、そこに重ね合わせている。
- 「校区のコミュニティ組織（自治協議会）」は、具体的には、以下のようにイメージされている。



■「校区のコミュニティ組織（自治協議会）」への財政支援

- そして、各校区で「自治協議会」が組成された場合には、これを行政のパートナーとして連携し、自律経営に向けた財政支援（活力あるまちづくり支援事業）が実施される。ここでは、校区に対して行政施策毎に一律に交付されている 9 種類の地域補助金が一本化されるとともに、新たな活動支援としての補助金が増額される。
- 各自治協議会への補助金は、200 ～ 300 万円が上限となっている。（校区の人口に応じて、4 段階に分けている。）

2. 校区のコミュニティ組織（自治協議会）ができれば

「校区のコミュニティ組織（自治協議会）」を行政のパートナーとして連携し、自律経営に向けた財政支援制度「活力あるまちづくり支援事業」を創設しました。

補助金の使い道を地域で決めることができ、地域でさまざまな事業に取り組むことができます。

○ 支援の理由

コミュニティの自律経営に向けて、主体的なまちづくり活動を支援することにより、その活性化を図り、市民と行政の「共働」による住みよいまちづくりを推進します。

○ 支援の内容

校区の特性や実情に応じて、主体的に取り組むまちづくり活動を支援します。

活力あるまちづくり支援事業

- 地域補助金を一本化するとともに、新たな活動支援として補助金を増額します。この補助金は、地域が主体的に取り組むまちづくり活動に使えます。
(最低限実施していただく項目を設定します。)

「校区のコミュニティ組織（自治協議会）」の多様な活動に必要な付帯的な事務経費にも使えます。

(校区規模に応じて上限額を 4 ランク設定)

校区へ行政施策ごとに一律に交付している地域補助金

- 校区体育振興会補助金
- 校区交通安全推進委員会補助金
- 校区女性団体組織化補助金
- 校区青少年健全育成連合会補助金
- ごみ減量・リサイクル推進会議補助金
- 校区献血推進協力会補助金
- 校区保健活動助成金
- 校区動物適正飼養啓発助成金
- 校区・町内清掃事業市民活動補助金

+

新たな支援費

3. 取組にかかる事業費

2 地域コミュニティを活性化し、住民自治・地域自治を推進するまちづくり [政策目標3]

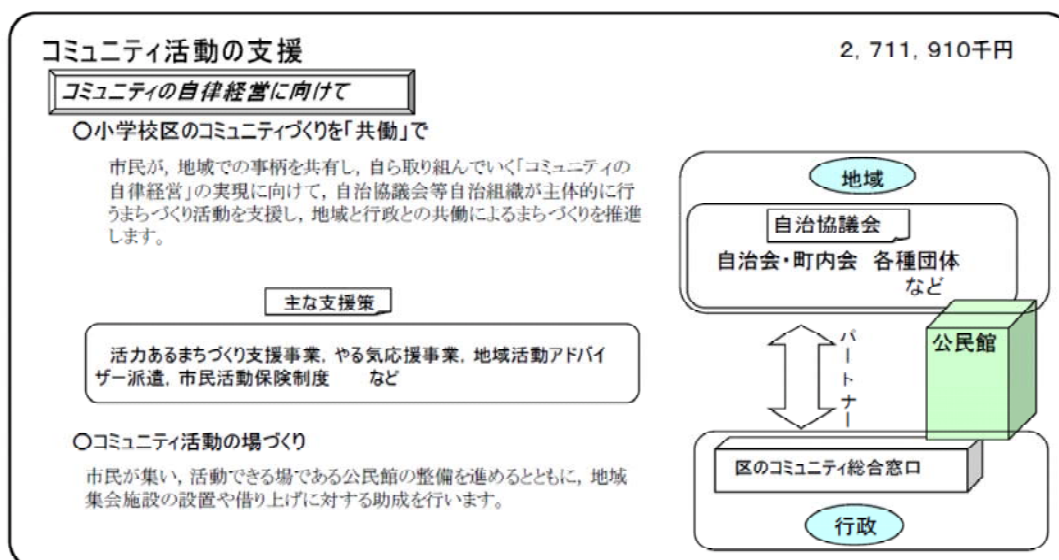
- ・自治協議会の設立を支援しながら、コミュニティ活動の支援、コミュニティ活動の「環境づくり」、活動を支える「場づくり」など、様々な支援や取組を推進します。
- ・「市民公益活動推進条例」の制定等により、自治組織やNPO・ボランティア等の公益的な活動を支援します。
- ・NPO基金を活用して、NPOやボランティアが活動しやすい環境づくりを進めます。

◆は「特筆事業」(事項以降で詳しく紹介)、☆:新規事業

[単位:千円]

事業概要 17N予算額 所管局

事業概要	17N予算額	所管局
◆ コミュニティ活動の支援	2,711,910	
・活力あるまちづくり支援事業 校区自治協議会が行う公益的な活動に対して助成を行う。	393,113	市民
・やる気応援事業 住民自らが実施する地域課題の解決や地域の活性化に向けたまちづくり活動を支援する。	55,825	市民
・校区担当職員による支援 地域支援部に配置された校区担当職員により、コミュニティ活動を支援する。	46,954	市民
・地域活動アドバイザー派遣 自治協議会・町内会等の組織運営や活動等について指導・助言を行う地域活動アドバイザーを派遣。	1,724	市民
・市民活動保険制度 コミュニティ活動に参加する市民、指導者を対象とした「市民保険制度」。	61,173	市民
・公民館建設 84坪館から150坪館への改築(10館)、18年度改築予定館(10館)の設計等。	2,107,224	市民
・地域集会施設建設等助成 地域集会施設の新築、借上、改修等への助成を実施するとともに、用地購入資金の融資を行う。	45,897	市民

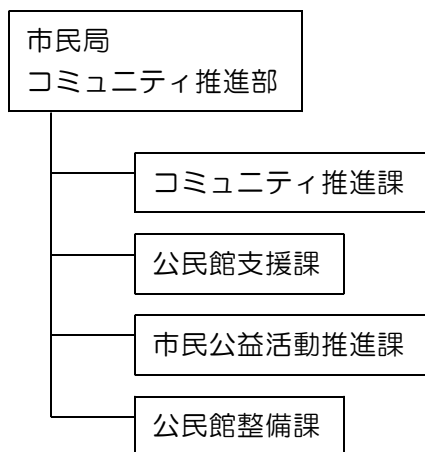


- 上図のように、平成 17 年度当初予算では、コミュニティ活動の支援は、約 27 億円である。その内、自治協議会への助成金にかかる事業費は、393,113 千円である。

4. 取組の体制

- 福岡市では、平成 16 年度に、『コミュニティ推進部』（市民局）を設置した。「コミュニティ推進課」「コミュニティ企画課」「NPO・ボランティア支援課」「公民館整備課」により、構成されている。
- また、各区役所には「地域支援部」を創設した。「地域支援課」「地域振興課」「市民センター」により構成されている。「地域支援課」には「校区担当職員」を配置し、同職員 1 人が、おおむね 4 校区を担当している。
- 平成 17 年度の組織については、公民館の支援体制を強化するため「公民館支援課」を新設。また、広く市民と行政との共働をより一層推進していくため「NPO・ボランティア支援課」を「市民公益活動推進課」へ組織変更する。また、「校区担当職員」による必要な支援を、引き続き行う。

(1) 市民局コミュニティ推進部【17 年度】



組織名	所掌事務
コミュニティ推進課	(1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。 (2) コミュニティの自律経営に向けた企画及び調整に関する事。 (3) 自治組織との連携に関する事。 (4) 地縁による団体の認可等に係る連絡調整に関する事。 (5) 当該部（公民館整備課を除く。）関係公文書の收受及び発送に関する事。 (6) 部内の他の課の所管に属しないこと。

公民館支援課	<p>(1) 公民館，市民センター，地域交流センター及び空港周辺共同利用会館（以下「公民館等」という。）の事業推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 公民館等の運営に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 地域集会施設の建設助成等に関すること。</p> <p>(4) 公民館の利用許可（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可に限る。）に関すること。</p>
市民公益活動推進課	<p>(1) 市民公益活動推進条例に関すること。</p> <p>(2) NPO 及びボランティアの活動の支援及び促進に関すること。</p> <p>(3) NPO・ボランティア交流センターに関すること。</p>
公民館整備課	<p>(1) 公民館及び空港周辺共同利用会館の施設整備に関すること。</p> <p>(2) 公民館及び空港周辺共同利用会館の管理に関すること。</p> <p>(3) 当該課関係文書の收受及び発送に関すること。</p>

(2) 区役所及び出張所（※コミュニティ推進部関連事務のみ）【17 年度】

組織名	所掌事務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区役所（東・博多・中央・南・城南・早良・西）： 地域支援部地域振興課・地域支援課 ・ 西区役所今宿出張所地域支援課 ・ 早良区役所入部出張所 	<p>(1) 地域活動の支援に関すること。</p> <p>(2) 地域支援に係る補助金等の交付に関すること。</p> <p>(3) 広報物の配布に関すること。</p> <p>(4) 地縁による団体の認可等に関すること。</p> <p>(5) 公民館の運営に関すること。</p> <p>(6) 公民館の利用許可に関すること。ただし，市民局の所管に係るものを除く。</p> <p>(7) 公民館への助言指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 空港周辺共同利用会館の運営に関すること。（東区・博多区のみ）</p> <p>(9) 空港周辺共同利用会館の利用許可に関すること。ただし，市民局の所管に係るものを除く。（東区・博多区のみ）</p> <p>(10) 空港周辺共同利用会館への助言指導及び連絡調整に関すること。（東区・博多区のみ）</p>

5. 取組の成果

- 地域において，設立に向けての協議や準備が行われ，平成 17 年 2 月末で，全体の 8 割を超える 121 校区において，自治協議会が設立されている。

集計時点	設立数
平成 16 年 4 月 7 日	63
平成 16 年 9 月 30 日	116
平成 17 年 2 月 28 日	121

- 防犯パトロールなど、昨今の社会状況に対応して、地域における自主的な取り組みも増加してきている。
- 地域にどのような補助金が出ており、どのような団体が活動しているのかが、よく分かるようになり、各種団体や自治会・町内会の連携が深まり、市民が自治活動へ参加しやすくなった。
- 自治協議会ができ、自分たちのまちは自分たちで守ろうという機運が高まっていく傾向にあり、地域の活性化が徐々に促進されつつある。

6. 今後の課題

- 福岡市は、コミュニティの自律経営に向けた取り組みを、地域と共働で始めたばかりである。今後とも、行政は、地域が地域の特性を活かした取り組みを進められるよう、まちづくりの主役である地域住民の主体的な活動を支援していく。